

## 加古川市重度障害者（児）福祉タクシー助成事業者登録基準

平成26年3月17日 障がい者支援課長決定  
改正 令和元年6月12日 障がい者支援課長決定  
改正 令和5年1月5日 障がい者支援課長決定

この基準は、加古川市重度障害者（児）福祉タクシー助成事業実施要綱第2条の規定に基づき、加古川市重度障害者（児）福祉タクシー助成事業（以下「福祉タクシー事業」という。）を行う法人等（以下「事業者」という。）の登録について、必要な事項を定めるものである。

### （欠格事由）

第1 市長は、次に掲げる場合には、福祉タクシー事業の事業者登録をしてはならない。

- (1) 登録をしようとする者（以下「申請者」という。）が、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による一般旅客自動車運送事業の許可及び一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可（以下「許認可」という。）を受けていないとき。
- (2) 申請者が、被破産者で復権を得ないとき。
- (3) 申請者が、登録申請日において国税及び市税を滞納（納期限未到来のものを除く。）しているとき。（市税については、申請者が市内に住所若しくは事務所を有するとき又は市内の事業所に権限を委任するとき。）
- (4) 申請者が、加古川市福祉タクシー事業所登録申請書（以下「申請書」という。）に故意に虚偽の事項を記載したとき。
- (5) 申請者が、平成6年9月30日告示第166号「加古川市指名停止基準」に基づく指名停止を受けている場合において、その期間が満了していないとき。
- (6) 申請者が、暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有するとき。

### （登録の申請）

第2 申請者は、申請書に別表に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長は、申請者が既に加古川市入札参加資格者名簿に登録されているときは、別表に定める書類の一部の提出を省略させることができる。

### （登録の審査）

第3 市長は、事業者の登録をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- (1) 第1に規定する欠格事由に該当しないこと。
- (2) 事業者として適格であると認められること。

### （登録の通知）

第4 市長は、第3の審査の結果事業者の登録をしたときは、当該事業者に対し「加

古川市福祉タクシー事業所登録通知書」により通知するものとする。

(登録の有効期間)

第5 第4の登録は、平成6年12月27日加古川市告示第210号「入札参加資格について」(以下「告示」という。)に基づく物品・サービスの登録区分に係る基準年の年度末まで有効とする。

(申請書記載事項の変更)

第6 事業者は、次に掲げる事項に変更があったときは、市長に対し速やかに「加古川市福祉タクシー事業所変更届」を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) 電話番号及びFAX番号
- (5) 印鑑
- (6) 許認可の内容、番号及び年月日

2 事業者は、福祉タクシー事業を廃止したときは、概ね1月以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第7 市長は、次に掲げる場合には、事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 事業者が、第1に規定する欠格事由に該当したとき。
- (2) 事業者が、告示に基づく入札参加資格を有しなくなったとき。
- (3) 事業者が、特別の理由がある場合を除き第6第2項に規定する届出をせず、相当期間が経過したとき。
- (4) 事業者が、次のいずれかに該当するとき。

イ 加古川市における暴力団排除の推進に関する条例(平成24年3月30日条例第1号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 条例第2条第1号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)又は暴力団員が福祉タクシー事業に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (5) 事業者が、要綱第13条第1項第2号に規定する不正使用に関与したと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該事業者に対し「加古川

市福祉タクシー事業所登録取消通知書」により通知するものとする。

附 則

この基準は、平成26年3月17日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。